

# FPSO 及び FSU に対する MARPOL 条約附属書 I の適用に関する事項

## 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

## 改正事項

FPSO 及び FSU に対する MARPOL 条約附属書 I の適用に関する事項

## 改正理由

MARPOL 条約附属書 I では、船舶からの油による汚染の防止を目的として、船舶の燃料油タンクの配置や油タンカーの貨物油タンクの配置等に関する要件が規定されている。

また、IMO は、当該要件に関して、海洋構造物に該当する浮体式生産貯蔵積出設備 (FPSO) や浮体式貯蔵設備 (FSU) に対する適用を明確にするガイドラインを決議 MEPC.139(53)として規定している。

このため、2018 年 10 月に開催された IMO 第 73 回海洋環境保護委員会 (MEPC73) において、上記のガイドラインの全面改正が IMO 決議 MEPC.311(73)として採択されたことから、関連規定を改めた。

また、鋼船規則等の総合見直しの一環として、本会規則の要件の表現等を MARPOL 条約附属書 I に一致させるよう関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) FPSO 及び FSU に対する MARPOL 条約附属書 I の適用を明確にする IMO ガイドラインの参照番号を改めた。
- (2) 固定式及び浮体式プラットフォームに対する要件の記述を修正した。

## 改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 1.1.1  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 3 編 1.1.1, 図 3.1.1-1.